

---

# 第2次おいらせ町総合計画 前期基本計画

## 参考資料

---

- 計画策定経過
- アンケート調査(別表1)
- 団体ヒアリング(別表2)
- 住民懇談会(別表3)
- 総合計画策定プロジェクトチーム・策定部会の作業経過(別表4)
- パブリックコメント・意見募集(別表5)
- おいらせ町総合計画審議会委員名簿
- おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例
- おいらせ町総合計画策定委員会設置要綱
- おいらせ町総合計画策定プロジェクトチーム設置要綱

## ■計画策定経過

平成29年～平成31年

年	月 日	経 過 内 容
平成29年	2月28日	庁議(政策会議) 第2次総合計画の策定方針の決定
	8月～12月	アンケート調査 ※別表1
	10月2日	第1回総合計画策定委員会
	11月6日～24日	団体ヒアリング ※別表2
平成30年	1月10日	第1回総合計画審議会
	1月23日～25日	第1回住民懇談会(3地区) ※別表3
	1月24日～10月22日	総合計画策定プロジェクトチーム ※別表4
	4月20日	町長インタビュー
	5月2日	第2回総合計画策定委員会
	5月15日～17日	第2回住民懇談会(3地区) ※別表3
	5月21日	議員全員協議会 策定方針等の説明
	5月28日～翌年2月	策定部会全体説明会・7部会組織会 ※別表4
	5月28日～6月20日	後期基本計画点検作業(SWOT分析)
	6月27日～29日	各課ヒアリング
	7月11日～13日	第3回住民懇談会(3地区) ※別表3
	8月6日	第3回総合計画策定委員会
	8月20日	議員全員協議会 中間報告
	10月4日	第2回総合計画審議会
	11月1日	第4回総合計画策定委員会
	11月5日～19日	パブリックコメント(基本構想案) ※別表5
	11月8日	第3回総合計画審議会(基本構想案諮問)
	11月12日～15日	第4回住民懇談会(3地区) ※別表3
	11月20日	第4回総合計画審議会(基本構想案答申)
	11月22日	議員全員協議会 基本構想案の説明
	11月30日	庁議(政策会議) 基本構想案決定
	12月6日	議会定例会 基本構想議決
	12月25日	第5回総合計画審議会
平成31年	1月4日	第5回総合計画策定委員会
	1月10日	第6回総合計画審議会
	1月30日	第6回総合計画策定委員会
	2月4日～6日	第5回住民懇談会(3地区) ※別表3
	2月5日～18日	パブリックコメント(基本計画案・地区別構想案) ※別表5
	2月8日	第7回総合計画審議会
	2月22日	議員全員協議会 基本計画案の説明

## ■アンケート調査(別表1)

	町民意識調査	小・中学生 まちづくり アンケート調査	転入者・転出者 意識調査	東京おいらせ会 意識調査	職員意識調査
調査対象	18歳以上の 町民の中から 無作為抽出	町内の 小学5年生と 中学2年生	窓口で手続きを 行った人	東京おいらせ会 の会員	役場職員
調査方法	郵送配布・回収	学校での 配布・回収	窓口での 配布・回収	郵送配布・回収	配布・回収
調査期間	平成29年 8月～9月	平成29年 8月～9月	平成29年 8月～11月	平成29年 10月～12月	平成29年12月
配布数 回答数 回答率	配布2,000人 回答904人 回答率45.2%	配布・回答 小学校213人 中学校207人	配布・回答 転入93人 転出61人	配布140人 回答22人 回答率15.7%	配布164人 回答137人 回答率83.5%

## ■団体ヒアリング(別表2)

年 月 日	団 体 名(18団体)
平成29年11月6日	町保健協力会
11月7日	町体育協会、町文化協会、町国際交流協会、町連合町内会、町社会福祉協議会、 十和田おいらせ農業協同組合、町消防団
11月9日	町交通安全協会、町防犯協会、百石町漁業協同組合
11月10日	町連合PTA
11月14日	町地域活動連絡協議会
11月16日	町民生委員・児童委員協議会
11月22日	町商工会、町観光協会、町ブランド推進協議会
11月24日	町連合婦人会

## ■住民懇談会(別表3)

年 月 日	回次	内 容	参加数
平成30年1月23日～25日	第1回	自分の地域について考える	51名
5月15日～17日	第2回	地域の魅力と課題をまとめて方向性を考える	56名
7月11日～13日	第3回	地域づくりの方向性をまとめる	38名
11月12日～15日	第4回	基本構想(案)と地区別構想(案)	5名
平成31年2月4日～6日	第5回	基本計画(案)	49名
会場:中央公民館、北公民館、みなくる館 時間:18時30分～20時30分			

## ■総合計画策定プロジェクトチーム・策定部会の作業経過(別表4)

年月日	経過内容
平成30年1月24日	策定プロジェクトチーム(第1回)
3月28日	策定プロジェクトチーム(第2回)
5月17日	策定プロジェクトチーム(第3回)
5月28日	策定部会全体説明会・7部会組織会
6月13日	策定プロジェクトチーム(第4回)
6月29日	策定プロジェクトチーム(第5回)
7月12日	策定プロジェクトチーム(第6回)
7月27日	策定プロジェクトチーム(第7回)
8月23日	土地利用部会(第1回)
10月18日	土地利用部会(第2回)
10月19日	生活環境部会(第1回)・保健福祉部会(第1回)・行財政部会(第1回)
10月22日	策定プロジェクトチーム(第8回)・産業情報観光部会(第1回)・地域づくり部会(第1回)
10月23日	教育文化部会(第1回)
11月5日	地域づくり部会(第2回)・行財政部会(第2回)
11月7日	土地利用部会(第3回)・産業情報観光部会(第2回)
11月9日	生活環境部会(第2回)・教育文化部会(第2回)
11月12日	保健福祉部会(第2回)
12月28日	保健福祉部会(第3回)
平成31年1月10日	策定部会部会長会議(第1回)

## ■パブリックコメント・意見募集(別表5)

募集対象	基本構想案	基本計画案・地区別構想案
募集期間	平成30年11月5日～19日	平成31年2月5日～18日
閲覧場所	本庁舎ロビー、分庁舎ロビー、北公民館ロビー、企画財政課	本庁舎ロビー、分庁舎ロビー、北公民館ロビー、企画財政課
ご意見	0件	0件

# ○おいらせ町総合計画審議会委員名簿

任期: H30.1.10~H32.1.9

No	条例該当区分	所属等	職名等	氏名	審議会役職
1	町教育委員会の委員	教育委員会	教育委員	松林 正幸	
2	町農業委員会の委員	農業委員会	会長	山崎 市松	
3	国又は県の地方行政機関の職員	上北地域県民局地域連携部地域支援チーム	チームリーダー	杉田 三生	
4	町内の公共的団体の役員及び職員	町商工会	会長	木村 雅行	
5	〃	社会福祉協議会	会長	柏崎 利信	
6	〃	連合PTA母親代表	代表	池崎 美幸 豊野 和子(H30.7.27~)	
7	〃	保健協力会	会長	武田 裕子	
8	〃	連合町内会	副会長	工藤 一雄 藤ヶ森利昭(H30.4.17~)	
9	〃	観光協会	会長	北向 晃	
10	〃	消防団	団長	丁塚 俊夫	
11	学識経験を有する者	八戸学院大学短期大学部	学長	外崎 充子	会長
12	〃	青い森信用金庫 おいらせ支店	支店長	土棟 勝利 佐々木和憲(H30.4.9~)	
13	〃	イオンモール株式会社 イオンモール下田	ゼネラル マネージャー	藤本 啓一 宮崎 健治(H30.10.21~)	
14	その他町長が必要と認める者(公募)	町民代表		佐々木 竹男	職務 代理者
15	〃	町民代表		外井 亜希	

# ○おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例で別に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、執行機関の附属機関の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき、町に執行機関として置かれる町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 附属機関 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として法律又はこの条例により設置するものをいう。
- (3) 会長等 附属機関を代表する者又は附属機関の会務を総括する者として附属機関に置かれる会長又は委員長をいう。

(附属機関の設置)

第3条 町長の附属機関として別表第1、教育委員会の附属機関として別表第2及び町長及び教育委員会の附属機関として別表第3に掲げる附属機関を設置するものとし、附属機関の所掌事項、委員の定数、委員の構成、委員の任期、会長等の選任方法及び庶務担当課は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関の委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の委嘱等)

第4条 附属機関の委員は、法律に別に定めのあるものを除くほか、別表に掲げるもののうちから必要に応じ執行機関が委嘱又は任命を行うものとする。

2 附属機関の委員は、再任を妨げないものとする。

(会長等)

第5条 附属機関に、会長等を置く。

2 会長等は、会務を総括し、附属機関を代表する。

3 附属機関に、会長職務代理者、副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。

4 副会長等は、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了した場合は、解任されるものとする。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集し、会長等がその会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、執行機関が附属機関の委員に対し委嘱を行うときの附属機関の会議は、執行機関が招集する。

3 附属機関の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下単に「委員」という。)の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決定するところによる。

5 附属機関の会議に、必要に応じ委員以外の者を出席させ、特定の事項に関し説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の部会長、会議については、第5条から第7条の規定を準用する。

(報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

2 第7条第5項の規定により附属機関の会議に出席した委員以外の者に対し、別に定めるところにより謝礼金を支払う。

(守秘義務)

第10条 委員は、その所掌事項に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めがあるものを除くほか、附属機関の設置及び運営に関し必要な事項は、執行機関の規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月14日条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月10日条例第3号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月12日条例第6号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係) 町長の附属機関 ※抜粋

附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
おいらせ町総合計画審議会	町の総合計画に関し必要な調査及び審議をすること。	20人以内 (公募による者を含む)	(1)町教育委員会の委員 (2)町農業委員会の委員 (3)国又は県の地方行政機関の職員 (4)町内の公共的団体の役員及び職員 (5)学識経験を有する者 (6)その他町長が必要と認める者	2年	(1)会長 委員の互選 (2)会長職務代理者 会長の指名	企画財政課

# ○おいらせ町総合計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町総合計画審議会規則(平成18年おいらせ町規則第23号)第2条第2項の規定に基づき、おいらせ町総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)の設置、組織及び運営についての必要事項を定めるものである。

(設置)

第2条 おいらせ町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定にあたり、おいらせ町のあるべき将来の姿及び基本的施策についての調査、研究及び計画立案のために庁内に委員会を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、町長、副町長、教育長及び町職員のうち、各課等の所属長をもって組織する。

2 委員長は町長をもって充て、副委員長は副町長及び教育長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときには、副委員長がその職務を代理することとし、その順序は副町長、教育長とする。

(部会)

第5条 委員会の企画運営を円滑に推進し、事業実施の促進を図るため、委員会に部会を置く。

2 部会の名称及び検討事項は、次のとおりとする。

(1) 土地利用部会

土地利用、交通情報、自然環境に関する事など基礎的条件に関する事項

(2) 生活環境部会

町民の安全安心、生活基盤、生活環境に関する事項

(3) 保健福祉部会

保健、福祉、医療に関する事項

(4) 産業情報、観光部会

町の産業基盤、産業振興、情報、観光に関する事項

(5) 教育文化部会

教育、文化、芸術、人材育成、スポーツ振興に関する事項

(6) 地域づくり部会

コミュニティ、地域活性化、男女共同参画、交流、協働に関する事項

(7) 行財政部会

行財政運営、広域行政に関する事項

- 3 部会は、委員以外の町職員をもって組織する。
- 4 部会は、部会長、副部会長、部員をもって組織する。
- 5 部会長及び副部会長は部員の中から互選する。
- 6 部員は、委員以外の町職員の中から委員長が公募又は指名により選任する。
- 7 前各項に規定する部会のほか、必要によりまちづくりの調査研究、検討を行うため、プロジェクトチーム及び住民参画による会議組織を設けることができる。

(報告)

第6条 部会長は、調査、研究及び計画立案等をまとめた時は、その結果を委員会に報告するものとする。

- 2 委員会は、必要に応じて調査、研究及び計画立案等の進捗状況の報告を部会長に求めることができる。
- 3 前条第7項に規定する会議組織を設置した場合には、前各項の規定を準用する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合計画策定担当課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年11月1日から施行する。

附 則(平成20年3月6日告示第11号)

この告示は、平成20年3月6日から施行する。

附 則(平成20年4月24日告示第37号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後のおいらせ町総合計画策定委員会設置要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成25年1月31日告示第1号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第26号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月1日告示第58号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年11月30日告示第70号)

この告示は、告示の日から施行する。

## ○おいらせ町総合計画策定プロジェクトチーム設置要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、おいらせ町総合計画策定委員会設置要綱(平成19年おいらせ町告示第73号。以下「委員会要綱」という。)第5条第7項の規定に基づき、おいらせ町総合計画策定プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する場合の、組織及び運営についての必要事項を定めるものである。

(設置)

第2条 プロジェクトチームの所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 基本構想策定に関すること。
- (2) 住民参画による会議組織に出席し、必要に応じ意見を述べ説明をすること。
- (3) その他総合計画の策定に必要な調査、検討に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトチームのメンバーは、委員会要綱第3条第2項の委員長が同条第1項の委員以外の町職員の中から公募又は指名により選任する。

2 プロジェクトチームに代表1名、副代表1名を置くものとし、それぞれメンバーの互選により選出する。

(会議)

第4条 代表は、プロジェクトチームを招集し会議の議長となる。

- 2 代表に事故あるときには、副代表がその職務を代理する。
- 3 プロジェクトチームに参加として総合計画策定担当課長を置くものとし、プロジェクトチームに必要な指示及び助言等を行うことができる。

(庶務)

第5条 プロジェクトチームの庶務は総合計画策定担当課において行う。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に必要な事項は、代表が定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成25年1月31日訓令第2号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日訓令第7号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年11月30日訓令第19号)

この訓令は、公表の日から施行する。

## 第2次おいらせ町総合計画前期基本計画

---

---



イメージキャラクター

### おいらくん

---

おいらせ町(OIRASE)の頭文字“O”とおいらせ町に象徴される清冽な水、命の源である“水”をモチーフにして、町民の和を象徴するような丸みのある顔に、水のしずくを組み合わせ、キャラクター化しました。



# おいらせ町

発行  
平成31年3月

編集

## おいらせ町役場 企画財政課

〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2

電話:0178-56-2111(代表)

FAX:0178-56-4364

URL:<http://www.town.oirase.aomori.jp>